

## 議員提出議案一覧表（意見書）

### 議員提出議案第9号

#### 安全・安心の医療・介護の実現と国民の命と健康を守るための意見書（可決）

2020年の新型コロナウイルスによるパンデミック（感染爆発）は、日本国内にも大きな影響をもたらした。経済活動や国民生活に深刻な影響を及ぼすとともに、医療崩壊なども取り沙汰され、国民の命と健康が脅かされる事態となった。この感染症対応の経験から明らかになったことは、感染症病床や集中治療室の大幅な不足や、それらを中心的に担っている公立・公的病院の重要性、医師・看護師・介護職員の人員不足、保健所の不足問題などである。これらの諸問題の背景には、90年代後半から続いてきた医療・介護・福祉など、社会保障費の抑制策や、公衆衛生施策の縮減がある。

21世紀に入り、わずか20年の間に、SARS、新型インフルエンザ、MERS、そして今回の新型コロナウイルスと、新たなウイルス感染との闘いは短い間隔で求められ、今後も新たなウイルス感染への対応が必要になることは明らかである。

新型コロナウイルス感染対策の教訓を経て、国民の命と健康、暮らしを守るためにも、そして新たなウイルス感染や自然災害などの事態の際に経済活動への影響を最小限に抑え込むためにも、医療・介護・福祉、そして公衆衛生施策の拡充は喫緊の課題である。

国民が安心して暮らせる社会実現のために、以下の事項について要望する。

#### 記

- 1 今後も発生が予想される新たな感染症拡大などの事態にも対応できるよう、医療・介護・福祉に十分な財源確保を行うこと。
- 2 公立・公的病院の統合・再編や地域医療構想を見直し、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ること。
- 3 安全・安心の医療・介護提供体制を確保するため、医師・看護師・医療技術職・介護職等を大幅に増員すること。
- 4 保健所の増設、保健師等の増員など、公衆衛生行政の拡充を図り、ウイルス研究及び検査・検疫体制などを強化・拡充すること。
- 5 社会保障に関わる国民負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

---

### 議員提出議案第10号

#### 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中止を求める意見書（否決）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、1年延期された東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催予定日が迫る中で、開催に対する不安や危惧、反対の声が高まっている。各種世論調査では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は「中止・再延期をすべき」との声は7割から8割に上り、「開催すべき」との回答は10%台となっている。また、元日本弁護士連合会会長宇都宮健児氏が呼びかけ、5月5日から始まった、人々の命と暮らしを守るために東京五輪の中止を求めるオンライン署名は開始から約4日で30万筆を超え、6月1日時点で41万筆を超える数となっている。

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない下で、緊急事態宣言の延長や「まん延防止等重点措置」を各地に出しているが、地域によっては、通常の医療を受けること自体が困難になるなど、逼迫した状況が続いている。こうした中で、政府や大会組織委員会が、医師会や競技会場のある自治体などの関係機関に求めている五輪開催に向けた医療従事者の確保や選手のための病床の確保は現実的に困難である。また、ワクチン接種も始まっているが、WHO（世界保健機関）が「年内の集団免疫達成はあり得ない」と語っているように、ワクチンを頼りにした開催を展望することはできない。さらに、先進国と途上国に練習環境やワクチン接種の格差が生じ、フェアではない状況となっている。

この間、IOC幹部からは「緊急事態宣言下でも五輪は開催する」「五輪開催のために、誰もがいくらかの犠牲を払わなければいけない」「菅首相が中止を求めても、大会は開催される」という発言が相次いでいる。日本国民やアスリートの命や暮らしよりも五輪開催を優先させるもので許されるものではない。

政府は、こうした発言を繰り返すIOCに対して、抗議をすると同時に五輪開催に注ぐ力を新型コロナウイルス対策に向けるべきである。

国民の不安が広がり、安全・安心な五輪の開催が現実的に不可能になっている中で、五輪中止を決断し、新型コロナウイルス対策に全力を挙げることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

---

## 議員提出議案第11号

### 新型コロナウイルス感染症対策に係る事業者支援を国に求める意見書（可決）

新型コロナウイルス感染症は、今もなお世界中の国々で猛威を振るっており、国内においても、様々な活動の自粛を受け、全国的に感染拡大の起点とされる飲食店をはじめ、宿泊業、観光業、これらに関連する事業者は苦境にあえいでいる。

国においては、新型コロナウイルスワクチンの供給・接種開始というコロナ禍克服への希望の光が差す一方、福祉施設や飲食店でのクラスターの頻発、PCR検査陽性者の連日の発生、変異株の急速な拡大など、新型コロナウイルス感染症の収束に向け、依然として予断を許さない状態が続いているところである。

このような中、様々な活動の自粛に伴い、地域の経済活動が抑制された状態が継続し、中小企業、小規模事業者、とりわけ飲食サービス業や宿泊業、これらに関連する事業者は、売上げが回復せず厳しい経営を強いられている。

こういった経済的苦境が続く中小企業等の現場の声や地域経済の窮状を踏まえ、緊急事態宣言の対象地域はもとより、全国各地の中小企業、小規模事業者、とりわけ飲食サービス業や宿泊業など、コロナ禍により経営が逼迫している事業者に対する速やかな支援を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

---